



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行：社会保険労務士法人イーグス

〒745-0073 周南市代々木通 2-12

第2代々木公園前ビル 4F TEL 0834-34-3003 FAX 0834-34-3004

5

2017



改正個人情報保護法④／全面施行は平成29年5月30日



平成29年5月30日からは、これまで個人情報保護法の適用がなかった「取扱う個人情報が5,000人以下の小規模取扱事業者」にも、同法が適用されることとなります。

今回は、個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときのルールを紹介합니다。連載も最終回となりますので、最後に基本事項をチェックしてください。

個人情報を保管するとき・他人に渡すとき・開示を求められたときの基本的なルール

● 取得した個人情報は安全に管理する

・個人情報を事業者が保管する際には、安全に管理する必要があります。

例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウイルス対策ソフトを入れる。
紙媒体であれば施錠できるところに保管する。

・従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう社員教育を行いましょう。



● 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る

・個人情報を第三者（別法人であればグループ会社でも第三者に該当）に渡す場合は、原則、本人の同意が必要です。

・ただし、次の場合は、本人の同意がなくても、個人情報を他人に渡すことができます。

→ 法令に基づく場合（例：警察からの照会）、人命に関わる場合（例：災害時）

→ 業務を委託する場合（例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す）



● 本人からの「個人データの開示請求」には応じる

・会社が保有している個人情報（個人データ）について本人から開示や訂正等を請求されたときは、会社は対応する必要があります。請求の方法を決めておくと同時に、本人から個人情報の利用目的を問われた場合に、きちんと答えられるようにしておきましょう。



最後に、個人情報保護委員会なども周知を行っている基本的な5つのルールをチェックしておきましょう。すべて、YESならOKです。

- ・ 個人情報を取得する際、何の目的で利用されるか本人に伝わっていますか？…YES/NO
- ・ 取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を安全に管理していますか？……………YES/NO
- ・ 取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか？（委託などの場合を除く）……YES/NO
- ・ 「自分の個人情報を開示してほしい」といった求めを断っていませんか？……YES/NO

改正個人情報保護法の施行はもう直ぐです。新たに対応を迫られることになる小規模取扱事業者の方に、いきなり大企業並みの規制がかかるということはありませんが、規模にかかわらず、最低限度のルールは守る必要があります。



新年度スタート 主な制度変更を確認しておきましょう



新年度がスタートしましたが、年度が替わる時期には、多くの制度変更が行われます。厚生労働省が管轄する制度においては、どのような変更が行われたのでしょうか。企業実務に関連ある事項を中心に紹介します。対応に漏れがないか確認しておきましょう。

厚生労働省関係の主な制度変更(平成 29 年4月～)

1 雇用・労働関係

□ 雇用保険率の引き下げ

雇用保険率を引き下げ。一般の事業にあつては次のとおり。

- 平成 28 年度：1,000 分の 11(被保険者負担分 1,000 分の4／事業主負担分 1,000 分の7)
- 平成 29 年度：1,000 分の9(被保険者負担分 1,000 分の3／事業主負担分 1,000 分の6)

□ 次世代育成支援対策推進法施行規則等の改正の施行

次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定)及び特例認定(プラチナくるみん認定)の基準を見直し。また、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)の基準も見直し。



2 社会保険関係

□ 平成 29 年度以降の在職老齢年金

平成 29 年度以降の厚生年金保険の在職老齢年金に関して、60 歳前半(60 歳～64 歳)の「支給停止調整変更額」と、60 歳後半(65 歳～69 歳)・70 歳以上の「支給停止調整額」を、法律に基づき引き下げ。

- 平成 28 年度まで：47 万円 → 平成 29 年度以降：46 万円

(補足)60 歳前半の支給停止調整開始額(28 万円)については変更なし。



この変更により、年金の支給額が減る(支給停止額が増える・新たに対象となる)という可能性があります。また、そもそもの年金額も、物価などの変動に応じた自動改定で 0.1%引き下げられています。

□ 子ども・子育て拠出金率の引き上げ

子ども・子育て拠出金率を引き上げ。

- 平成 28 年度：1,000 分の 2.0 → 平成 29 年度：1,000 分の 2.3

[確認]子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、全額負担し納付する拠出金。その額は、使用する被保険者個々の標準報酬月額及び標準賞与額に、「子ども・子育て拠出金率」を乗じて得た額の総額となります。



子ども・子育て拠出金率が引き上げられました。本年 4 月分(5 月納付分)以降の納付額を計算する際、率の変更に注意しましょう。

お仕事 カレンダー 5月



5/10

- 一括有期事業開始届の提出(建設業)
主な対象事業:概算保険料 160 万円未満でかつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事
- 4 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

5/31

- 4 月分の健康保険料、厚生年金保険料の納付
- 自動車税の納付
- 3 月決算法人の確定申告・9 月決算法人の中間申告
- 6 月・9 月・12 月決算法人の消費税の中間申告
- 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付

新情報 平成 29 年 4 月からの雇用保険二事業の助成金等の見直し

平成 29 年 4 月から、雇用保険二事業の助成金等の見直しが行われています。
全体像を紹介します。

◆◆ 平成 29 年 4 月から見直しが行われた助成金等 ◆◆

平成 29 年度予算の成立に伴い、次の助成金等について、新たなコースの新設、コースの整理統合、支給額の見直しなどが行われました。新設された助成金もあります。

① 労働移動支援助成金	⑨ 障害者雇用促進等助成金
② 65 歳超雇用推進助成金〔高年齢者雇用安定助成金の内容も統合〕	⑩ 生涯現役起業支援助成金
③ 特定求職者雇用開発助成金	⑪ 人事評価改善等助成金〔新設〕
④ トライアル雇用奨励金〔トライアル雇用助成金に名称変更〕	⑫ キャリア形成促進助成金〔人材開発支援助成金に名称変更〕
⑤ 地域雇用開発助成金	⑬ キャリアアップ助成金（人材育成コース）
⑥ 両立支援等助成金	⑭ 指定試験機関費補助金
⑦ 人材確保等支援助成金	⑮ 障害者職業能力開発助成金
⑧ キャリアアップ助成金（人材育成コースを除く。）	⑯ 認定訓練助成事業費補助金
	⑰ 建設労働者確保育成助成金

- たとえば、②の「65 歳超雇用推進助成金」については、これまでの高年齢者雇用安定助成金の助成内容も引き継ぎ、次の 3 コース制により実施することとされました。

- ・ 65 歳超継続雇用促進コース（本年 5 月 1 日から助成額等も変更）
- ・ 高年齢者雇用環境整備支援コース
- ・ 高年齢者無期雇用転換コース

- 新設されものとして、⑪の「人事評価改善等助成金」がありますが、人事評価制度などを通じた生産性の向上に着目した助成金として、注目を集めています。

概要は次のとおりです。

生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率の低下を実現した事業主に対して助成

→助成額：【制度整備助成】50 万円

【目標達成助成】＜80 万円＞

※目標達成助成は一定期間経過後、生産性要件、賃金アップ、離職率低下目標を達成した場合に支給

- “生産性の向上”という言葉が出てきましたが、これは、今回の改正のキーワードといえます。平成 29 年度予算において、生産性を向上させた企業への助成の割増の措置が拡充されています。これは、設定された「生産性要件」を満たせば、助成の割増が行われるというものです。

上記の「人事評価改善等助成金」のほか、多くの助成金に、「生産性要件」が設けられています。

☆ 個別の内容については、ピックアップしてお伝えします。

助成金について

平成 29 年度から助成金の名称が大きく変わります。前年度から名称が変更したのもあれば（「奨励金」と名のつくものも助成金に変更）、コースの細分化されたものもあります。

詳しくは厚労省のHPをご覧ください。

URL http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/joseikin_shoureikin/

また、雇用関係助成金の申請や、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載の書面を一方的に送付（FAX）することによって助成金の活用を勧誘する業者の情報が寄せられています。FPの事務所が社労士の名前を借りて個別営業するような実態も見受けられます。

どちらも社労士法違反ですので、ご注意ください。

助成金の金額に当惑されることなく

冷静な判断が求められることになります。



◆あとなぎ◆

助成金については、需要があれば、ご相談や簡易な診断ツールも用意しておりますので、お気軽に弊社にお問い合わせください。